

「化学物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○化学物質の輸出承認について（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）

改正後				現 行			
1～6 (略)				1～6 (略)			
別紙第1				別紙第1			
1 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(1)に掲げる貨物(ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質(「輸出貿易管理令の運用について」[付表1]の35の3の項の「附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質」の解釈の欄に規定する当該化学物質を含有する混合物又は製剤を含む。))				1 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(1)に掲げる貨物(ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質(「輸出貿易管理令の運用について」[付表1]の35の3の項の「附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質」の解釈の欄に規定する当該化学物質を含有する混合物又は製剤を含む。))			
化学物質の名称	CAS番号 (例示)	分類	POPs 条約対象	化学物質の名称	CAS番号 (例示)	分類	POPs 条約対象
(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)
(9) <u>カルボスルファン</u>	<u>55285-14-8</u>	<u>駆除剤</u>		(新設)	(新設)	(新設)	
(10)～(34) (略)	(略)	(略)	(略)	(9)～(33) (略)	(略)	(略)	(略)
(35) ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤 (※)	17804-35-2 (ベノミル) 1563-66-2 (カルボフラン) 137-26-8 (チウラム)	著しく有害な駆除用製剤		(34) ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤	17804-35-2 (ベノミル) 1563-66-2 (カルボフラン) 137-26-8 (チウラム)	著しく有害な駆除用製剤	
(※) 次に該当するもの。 <u>ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤であって、ベノミル7%以上、カルボフラン10%以上、チウラム15%以上を全て含む粉剤。</u>							
(36) <u>フェンチオン</u> (※)	<u>55-38-9</u>	<u>著しく有害な駆除用製剤</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(※) 次に該当するもの。							

<u>フェンチオン</u> であって、 <u>1リットルにつき640g以上含有する高濃度少量（ULV）散布用製剤</u>							
<u>(37) メチルパラチオン</u> <u>(※)</u> <u>(※) 次に該当するもの。</u> <u>メチルパラチオンであって、</u> <u>19.5%以上含有する乳剤</u> <u>並びに1.5%以上含有する</u> <u>粉剤</u>	<u>298-00-0</u>	著しく有害な駆除用製剤		<u>(35) ホスファミドン</u>	<u>13171-21-6 ((E) 異性体及び (Z) 異性体の混合物)</u> <u>23783-98-4 ((Z) 異性体)</u> <u>297-99-4 ((E) 異性体)</u>	著しく有害な駆除用製剤	
<u>(38) ホスファミドン</u> (※) <u>(※) 次に該当するもの。</u> <u>ホスファミドンであって、</u> <u>1リットルにつき1000g</u> <u>を超えて含有する液剤</u>	<u>13171-21-6 ((E) 異性体及び (Z) 異性体の混合物)</u> <u>23783-98-4 ((Z) 異性体)</u> <u>297-99-4 ((E) 異性体)</u>	著しく有害な駆除用製剤		<u>(36) メチルパラチオン</u>	<u>298-00-0</u>	著しく有害な駆除用製剤	
<u>(39)～(53)</u> (略)	(略)	(略)	(略)	<u>(37)～(51)</u> (略)	(略)	(略)	(略)
(注) (略)				(注) (略)			

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改正後			現 行		
[付表1] 2-1-1 (5) 輸出令別表第2の解釈の表			[付表1] 2-1-1 (5) 輸出令別表第2の解釈の表		
輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈	輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈
20	核原料物質	<u>ウラン若しくはトリウム又はその化合物を含む物質であつて、核燃料物質以外のものをいう。(ただし、核原料物質のうち、トリウムの含有量が、全重量の5パーセント未満のトリウムタングステンからなる線若しくは棒又は繊維製品、塗料、窯業製品（「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」昭和32年法律第166号）第2条第12項で定める国際規制物資以外のものに限る。）を除く。</u>	(新設)	(新設)	(新設)
33	(略)	(略)	33	(略)	(略)
35	(略)	(略)	35	(略)	(略)
35の3	附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質	<u>附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質及びこれを含有する混合物又は製剤</u>	35の3	附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質	<u>2, 4, 5-T、2, 4, 5-T塩及び2, 4, 5-Tのエステル化合物、アラクロール、アルジカルブ、アルドリン、アジンホスメチル、ビナパクリル、カプタホール、カルボフラン（別名N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ [b] フラニル）、クロルデン、クロルジメホルム、クロロベンジレート、DDT、ディルドリン、ジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC) 及びジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC) 塩（アンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩等）、ジノセブ、ジノセブ塩及びジノセブのエステル化合物、1, 2-ジプロモエタン (EDB)、エンドスルファン、1, 2-ジクロロエタン、エチレンオキシド、フルオロアセトアミド、HCH（異性体混合物）、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、リンデン、水銀化合物（無機水銀化合物、アルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化合物を含む）、メタミドホス、モノクロトホス、パラチオン、</u>

				<p>ペンタクロロフェノール、ペンタクロロフェノール塩及びペンタクロロフェノールのエステル化合物、ホレート、テルブホス、トキサフェン、トリクロロホン（別名ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート又はDEP）、ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤、ホスファミドン、メチルパラチオン、石綿（アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、クロシドライト、トレモライト）、商業用オクタブロモジフェニルエーテル（ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテルを含む。）、商業用ペンタブロモジフェニルエーテル（テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテルを含む。）、デカブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモシクロドデカン、ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド及びペルフルオロオクタンスルホニル化合物（ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム、N-エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-エチルN-(2-ヒドロキシエチル)ペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-(2-ヒドロキシエチル)-N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリドを含む。）、ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸塩及びペルフルオロオクタンスルホン酸関連物質（※）、ポリ臭化ビフェニル（PBB）、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）、短鎖塩素化パラフィン（炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。）、四エチル鉛、四メチル鉛、トリス（2, 3-ジブromoプロピル）=ホスファート、トリブチルスズ化合物（ビス（トリ</p>
--	--	--	--	---

					<p>ブチルスズ) =オキシド、トリブチルスズ=フルオリド、トリブチルスズ=メタクリラート、トリブチルスズ=ベンゾアート、トリブチルスズ=クロリド、トリブチルスズ=リノレアート、トリブチルスズ=ナフテナートを含む全て) 並びにこれらを含む混合物又は製剤</p>
		<p>水銀化合物には、無機水銀化合物、アルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化合物を含む。</p>		(新設)	
			(削る)		<p>次のいずれかに該当するものを除く。 ① ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤であって、ベノミル7%以上、カルボフラン10%以上、チウラム15%以上を全て含む粉剤でない場合 ② ホスファミドンであって1リットルにつき1000gを超えて含有する液剤でない場合 ③ メチルパラチオンであって、19.5%以上含有する乳剤でなく、1.5%以上含有する粉剤でない場合</p>
		<p>ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤であって、ベノミル7%以上、カルボフラン10%以上、チウラム15%以上を全て含む粉剤をいう。</p>		(新設)	
		<p>フェンチオンであって、1リットルにつき640g以上含有する高濃度少量(ULV)散布用製剤をいう。</p>		(新設)	
		<p>メチルパラチオンであって、19.5%以上含有する乳剤並びに1.5%以上含有する粉剤をいう。</p>		(新設)	

	<p><u>ホスファミドンであって、1リットルにつき1000gを超えて含有する液剤をいう。</u></p>			(新設)
	<p><u>石綿には、アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、クロシドライト、トレモライトを含む。</u></p>			(新設)
	<p><u>商業用オクタブロモジフェニルエーテルには、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテルを含む。</u></p>			(新設)
	<p><u>商業用ペンタブロモジフェニルエーテルには、テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテルを含む。</u></p>			(新設)
	<p><u>ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド及びペルフルオロオクタンスルホニル化合物には、ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム、ペ</u></p>			(新設)

	<p><u>ルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム、N-エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-エチルN-(2-ヒドロキシエチル)ペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-(2-ヒドロキシエチル)-N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリドを含む。</u></p>					
<p>「ペルフルオロオクタンスルホン酸関連物質」の解釈は次のとおり行う。</p>			<p>(※)「ペルフルオロオクタンスルホン酸関連物質」の解釈は次のとおり行う。</p>			
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>		
<p><u>短鎖塩素化パラフィンとは、炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。</u></p>			<p>(新設)</p>			
<p><u>トリブチルスズ化合物とは、ビス(トリブチルスズ)＝オキシド、トリブチルスズ＝フルオリド、トリブチルスズ＝メタクリレート、トリブチルスズ＝ベンゾアート、トリブチルスズ＝クロリド、トリブチルスズ＝リノレート、トリブチルスズ＝ナフテナートを含む全てをいう。</u></p>			<p>(新設)</p>			
<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)第</p>	<p><u>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質及びこれを含有する混合物又は製剤</u></p>	<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)第</p>	<p><u>ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2以上のものに限る。)、ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン又はヘプタクロル(クロルデン類)、ビス(トリブチルスズ)＝オキシド、N, N' -ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N' -キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N' -ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン、2, 4, 6</u></p>			

<p>2条第2項に規定する第一種特定化学物質</p>		<p>ポリ塩化ビフェニルが使用されている以下の製品を含む。</p> <p>① 潤滑油、切削油及び作動油</p> <p>② 接着剤（動植物系のものを除く。）、パテ及び閉そく用</p>
<p>2条第2項に規定する第一種特定化学物質</p>	<p>トリーターシャリーブチルフェノール、トキサフェン、マイレックス、ケルセン又はジコホル、ヘキサクロブター1, 3-ジエン、2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-ターシャリーブチルフェノール、PFOS又はその塩、PFOSF、ペンタクロロベンゼン、アルファヘキサクロロシクロヘキサン、ベータヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコン、ヘキサブromobifenil、テトラブromobifenilエーテル、ペンタブromobifenilエーテル、ヘキサブromobifenilエーテル、ヘプタブromobifenilエーテル、エンドスルファン又はベンゾエピン、ヘキサブromocyclohexane、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル、ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。）、デカブromobifenilエーテル、PFOA若しくはペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であって、炭素数が8のものに限る。）又はこれらの塩、ペルフルオロオクタ酸関連物質（ペルフルオロオクチル=ヨージド、8:2フルオロテロマーアルコール、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第1条第1項第35号ハの規定に基づき化学物質を定める省令（令和6年厚生労働省、経済産業省、環境省令第4号）に規定するもの）、ペルフルオロ（ヘキサン-1-スルホン酸）（別名PFHxS）若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はこれらの塩、UV-328、メトキシクロル、デクロランプラス並びにこれらを含む混合物又は製剤</p>	<p>ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン類、トキサフェン又はマイレックス、ペンタクロロベンゼン、アルファヘキサクロ</p>

		<p><u>又はシーリング用の充填料</u></p> <p><u>③ 塗料（水系塗料を除く。）、印刷用インキ及び感圧複写紙</u></p> <p><u>④ 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器</u></p> <p><u>⑤ 油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー</u></p> <p><u>⑥ エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジ</u></p>				<p><u>シクロヘキサン、ベーターヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコンが使用されている農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項に規定する農薬を含む。</u></p>	
		<p><u>ポリ塩化ナフタレンとは、塩素数が2以上のものに限る。</u></p>				<p>(新設)</p>	
		<p><u>ポリ塩化ナフタレン（塩素数が2以上のものに限る。）が使用されている以下の製品を含む。</u></p> <p><u>① 潤滑油及び切削油</u></p> <p><u>② 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤</u></p> <p><u>③ 塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。）</u></p>				<p><u>ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン類、トキサフェン又はマイレックス、PFOS又はその塩、ペンタクロロベンゼン、アルファヘキサクロロシクロヘキサン、ベーターヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコンが使用されている医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品又は同条第4項に規定する医療機器を含む。</u></p>	

	<p><u>ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン類、トキサフェン又はマイレックス、ペンタクロロベンゼン、アルファーヘキサクロロシクロヘキサン、ベーターヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコンが使用されている農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項に規定する農薬を含む。</u></p>			<p><u>ポリ塩化ビフェニルが使用されている以下の製品を含む。</u></p> <p>① <u>潤滑油、切削油及び作動油</u></p> <p>② <u>接着剤（動植物系ものを除く。）、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充填料</u></p> <p>③ <u>塗料（水系塗料を除く。）、印刷用インキ及び感圧複写紙</u></p> <p>④ <u>液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器</u></p> <p>⑤ <u>油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー</u></p> <p>⑥ <u>エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジ</u></p>	
	<p><u>ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン類、トキサフェン又はマイレックス、PFOS又はその塩、ペンタクロロベンゼン、アルファーヘキサクロロシクロヘキサン、ベーターヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコンが使用されている医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条</u></p>			<p><u>ポリ塩化ナフタレン（塩素数が2以上のものに限る。）が使用されている以下の製品を含む。</u></p> <p>① <u>潤滑油及び切削油</u></p> <p>② <u>木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤</u></p> <p>③ <u>塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。）</u></p>	

	<p>第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品又は同条第4項に規定する医療機器を含む。</p>				
	(略)			(略)	
	<p>ポリ塩化直鎖パラフィンとは、炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。</p>			(新設)	
	<p>ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。）が使用されている以下の製品を含む。</p> <p>① 潤滑油、切削油及び作動油</p> <p>② 生地に防炎性能を与えるための調製添加剤</p> <p>③ 樹脂用又はゴム用の可塑剤</p> <p>④ 塗料（防水性かつ難燃性のものに限る。）</p> <p>⑤ 接着剤及びシーリング用の充填料</p> <p>⑥ 皮革用の加脂剤</p>			<p>ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。）が使用されている以下の製品を含む。</p> <p>① 潤滑油、切削油及び作動油</p> <p>② 生地に防炎性能を与えるための調製添加剤</p> <p>③ 樹脂用又はゴム用の可塑剤</p> <p>④ 塗料（防水性かつ難燃性のものに限る。）</p> <p>⑤ 接着剤及びシーリング用の充填料</p> <p>⑥ 皮革用の加脂剤</p>	
	(略)			(略)	
	<p>ペルフルオロアルカン酸とは、構造が分枝であって、炭素数が8のものに限る。</p>			(新設)	
	<p>PFOA若しくはペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であって、炭素数が8のものに限る。）又はこれらの塩が使</p>			<p>PFOA若しくはペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であって、炭素数が8のものに限る。）又はこれらの塩が使</p>	

	<p>用されている以下の製品を含む。</p> <p>① 耐水性能又は耐油性能を与えるための処理をした紙</p> <p>② はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地</p> <p>③ 洗剤</p> <p>④ 半導体の製造に使用する反射防止剤</p> <p>⑤ 塗料及びワニス</p> <p>⑥ はつ水剤及びはつ油剤</p> <p>⑦ 接着剤及びシーリング用の充填料</p> <p>⑧ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤</p> <p>⑨ トナー</p> <p>⑩ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服</p> <p>⑪ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物</p> <p>⑫ 床用ワックス</p> <p>⑬ 業務用写真フィルム</p>			<p>用されている以下の製品を含む。</p> <p>① 耐水性能又は耐油性能を与えるための処理をした紙</p> <p>② はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地</p> <p>③ 洗剤</p> <p>④ 半導体の製造に使用する反射防止剤</p> <p>⑤ 塗料及びワニス</p> <p>⑥ はつ水剤及びはつ油剤</p> <p>⑦ 接着剤及びシーリング用の充填料</p> <p>⑧ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤</p> <p>⑨ トナー</p> <p>⑩ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服</p> <p>⑪ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物</p> <p>⑫ 床用ワックス</p> <p>⑬ 業務用写真フィルム</p>	<p>(新設)</p>
	<p><u>ペルフルオロオクタン酸関連物質とは、ペルフルオロオクチル=ヨージド、8：2フルオロテロマーアルコール、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第1条第1項第35号ハの規定に基づき化学物質を定める省令（令和6年厚生労働省、経済産業省、環境省令第4号）に規定するものをいう。</u></p>				
	<p>ペルフルオロオクタン酸関連物質が使用されている以下の</p>			<p>ペルフルオロオクタン酸関連物質が使用されている以下の</p>	

	<p>製品を含む。</p> <p>① はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地</p> <p>② 消泡剤</p> <p>③ はつ水剤、はつ油剤、防汚剤及び繊維保護剤</p> <p>④ 光ファイバー及びそのコーティング剤</p> <p>⑤ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤</p> <p>⑥ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服</p> <p>⑦ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物</p> <p>⑧ 床用ワックス</p>			<p>製品を含む。</p> <p>① はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地</p> <p>② 消泡剤</p> <p>③ はつ水剤、はつ油剤、防汚剤及び繊維保護剤</p> <p>④ 光ファイバー及びそのコーティング剤</p> <p>⑤ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤</p> <p>⑥ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服</p> <p>⑦ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物</p> <p>⑧ 床用ワックス</p>	
	<p><u>ペルフルオロ（アルカンスルホン酸）とは、構造が分岐であって、炭素数が6のものに限る。</u></p>			<p>(新設)</p>	
	<p><u>PFH_xS</u>若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分岐であって、炭素数が6のものに限る。）又はこれらの塩が使用されている以下の製品を含む。</p> <p>① はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地</p> <p>② 金属の加工に使用するエッチング剤</p> <p>③ 半導体の製造に使用するエッチング剤</p>			<p><u>ペルフルオロ（ヘキサナー1-スルホン酸）（別名PFH_xS）</u>若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分岐であって、炭素数が6のものに限る。）又はこれらの塩が使用されている以下の製品を含む。</p> <p>① はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地</p> <p>② 金属の加工に使用するエッチング剤</p>	

		<ul style="list-style-type: none"> ④ メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤 ⑤ 半導体の製造に使用する反射防止剤 ⑥ 半導体用のレジスト ⑦ はつ水剤、はつ油剤及び繊維保護剤 ⑧ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ⑨ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 ⑩ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 			<ul style="list-style-type: none"> ③ 半導体の製造に使用するエッチング剤 ④ メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤 ⑤ 半導体の製造に使用する反射防止剤 ⑥ 半導体用のレジスト ⑦ はつ水剤、はつ油剤及び繊維保護剤 ⑧ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ⑨ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 ⑩ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 	
		(略)			(略)	
35の 4～4 3	(略)	(略)		35の 4～4 3	(略)	(略)

「ダイヤモンド原石の輸入について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）
 ○ダイヤモンド原石の輸入について（平成14年12月27日付け輸入注意事項14第68号）

改正後	現 行
<p>3 当該貨物の輸入について 輸入公表の二の表の第1のロシアを原産地又は船積地域とするダイヤモンド原石については、輸入注意事項2023第19号及び同2024第5号により、輸入承認を行いません。その他ダイヤモンド原石に係る輸入については、以下のとおりとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 二の二号承認制（輸入公表二の二の表の第1） 容器が開いているものやキンバリー・プロセス証明書の提出がないもの等、上記(1)に掲げる場合以外に2に掲げる貨物を輸入しようとする場合については、以下の手続による経済産業大臣の二の二号承認を要します。</p> <p>① 提出書類</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) <u>当該申請品目を申請する経緯を説明する書類（様式自由）</u> 1通</p> <p>(ハ)・(ニ) (略)</p> <p>(ホ) <u>容器が開いているもの等、容器又は包装に欠陥があるものについては、航空機の事故等、当該欠陥が不測の事態によるものであることを証する書類</u> 1通</p> <p>(ヘ)・(ト) (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 輸入の承認基準 <u>輸入の承認は、キンバリー・プロセス証明制度の参加国等から輸入する場合であって、当該輸入承認申請が上記3(2)①～③に従って行われたものであることを確認の上、審査の結果適当と認められる場合に、行うものとする。ただし、輸入公表の三の7の(10)に掲げるロシアを原産地とするダイヤモンドについては、輸入注意事項2024第7号に定める手続により交付された経済産業大臣の確認書の提出があった場合に限る。</u></p>	<p>3 当該貨物の輸入について 輸入公表の二の表の第1のロシアを原産地又は船積地域とするダイヤモンド原石については、輸入注意事項2023第19号及び同2024第5号により、輸入承認を行いません。その他ダイヤモンド原石に係る輸入については、以下のとおりとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 二の二号承認制（輸入公表二の二の表の第1） 容器が開いているものやキンバリー・プロセス証明書の提出がないもの等、上記(1)に掲げる場合以外に2に掲げる貨物を輸入しようとする場合については、以下の手続による経済産業大臣の二の二号承認を要します。</p> <p>① 提出書類</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) <u>申請理由書（輸入注意事項55第76号の別紙1）</u> 1通</p> <p>(ハ)・(ニ) (略)</p> <p>(ホ) <u>キンバリー・プロセス証明書を発行する体制が整備されていない制度参加国等から輸入するものであって、平成15年1月10日から平成15年4月30日の間に船積みされたものについては、上記(ニ)に代わって、当該国政府が発行する“Government Letter of Comfort”（当該国政府のレターヘッドに“The rough diamond in this shipment have been handled in accordance with the provisions of the Kimberley Process Certification Scheme for rough diamonds”と記載されているもの又はこれに準ずるものに限る。）の写し</u> 1通</p> <p>(ヘ)・(ト) (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 輸入の承認基準 <u>キンバリー・プロセス証明制度の参加国等から輸入する場合であって、次に掲げる要件を双方とも満たす場合に承認を行う。ただし、輸入公表の三の7の(10)に掲げるロシアを原産地とするダイヤモンドについては、輸入注意事項2024第7号に定める手続により交付された経済産業大臣の確認書の提出があった場合に限る。</u></p>

(削る)

(削る)

⑤ 輸入時の注意事項

キンバリー・プロセス証明制度に基づき、ダイヤモンド原石の輸入については、上記①(ホ)の書類が提出された場合を除いて、容器又は包装が開いておらず、かつ、容器又は包装に開かれた跡がないことが条件となります。また、①(ニ)に掲げるキンバリー・プロセス証明書については写しを控えた上、輸入時に原本を税関に提出してください。

4 (略)

(イ) 上記①(ニ)から(ホ)に掲げる有効な証明書等が提出されていること。

(ロ) 容器が開いているもの等、容器又は包装に欠陥があるものについては、航空機の事故等、当該欠陥が不測の事態によるものであると認めるに足りる明らかな証拠があること。

⑤ 輸入時の注意事項

キンバリー・プロセス証明制度に基づき、ダイヤモンド原石の輸入については、上記④(ロ)に該当する場合を除いて、容器又は包装が開いておらず、かつ、容器又は包装に開かれた跡がないことが条件となります。また、①(ニ)に掲げるキンバリー・プロセス証明書又は①(ホ)に掲げる“Government Letter of Comfort”については写しを控えた上、輸入時に原本を税関に提出してください。

4 (略)